

訴 状

2015年5月29日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士	黒	岩	哲	彦
同	加	藤	健	次
同	黒	岩	哲	彦
同	今	野	久	子
同	小	部	正	治
同	金	井	克	仁
同	本	田	伊	孝
同	新	井		章
同	沢	上	恵	隆
同	千	葉	大	子
同	山	田	玄	輔
同	八	坂	園	功
同	齊	藤	麗	生
同	鈴	木		加

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

年金減額改定取消請求事件

訴訟物の価額 金1406万0757円

貼用印紙額 金 6万5000円

請求の趣旨

- 1 厚生労働大臣が原告らに対して、2013年（平成25年）12月4日付でした老齢基礎・厚生年金の改定（減額）決定を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告（国）の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 はじめに…本件訴訟の概要

1 取消を求める処分（年金改定）

厚生労働大臣は、原告らに対し、2013年（平成25年）12月4日付で、2013年（平成25年）10月分から2014年（平成26年）3月分までの老齢基礎・厚生年金の支給額を別紙年金支給額一覧表の「従前の額」欄から「減額後の額」欄記載の金額に減額する旨決定し、原告らに通知した。

本件訴訟は、①支給額の減額を定めた国民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号・以下「平成24年改正法」という）が違憲であること、②政府・厚生労働大臣が2013年に同法に基づいて行った減額改定は、裁量権を濫用ないし逸脱するものであって違法であること、を理由として、前記厚生労働大臣の決定の取消を求める訴訟である。

2 本訴訟の目的

- (1) わが国の高齢者の生活は「高齢者破産」という言葉が巷間に広まるほど、深刻な状況にある。その大きな原因の一つは、わが国の公的年金制度が高齢者の人間らしい最低限度の生活を保障する水準に至っていない上に、年金財政の困難さを口実として、年金制度の改悪が積み重ねられてきたことにある。

わが国の公的年金受給者は3950万人、そのうち老齢基礎年金のみ・旧国民年金（以下、あわせて「国民年金」という）の受給者数は、784万人である。基礎年金は国民年金は満額支給でも月額約6万5000円で、実際の平均受給額は5万円であり、単身者はこの支給額では生活していけない。厚生年金受給者についても、月額10万円未満の受給者が394万人と全体の25%を占めている。女性の場合は、53%

が月額10万円未満である（厚生労働省年金局「平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概要」による）。このほか、年金受給資格を持たない無年金者が約100万人存在すると推計されている。

このように、わが国においては、公的年金だけでは生活できない高齢者が多数存在している。これらの高齢者は、高齢にもかかわらず、条件の悪い仕事に従事し、あるいはわずかな蓄えを取り崩しながらギリギリの生活をしているのが現状である。

- (2) もともと年金の絶対水準が低額であった上に、この10年間は、長引く「デフレ」の下での「物価スライド」によって年金支給額は減額されてきた。その一方で、医療保険や介護保険といった高齢者の生活に欠かせない社会保障の切り下げにより負担が増大し、消費税が増税された。

さらには、物価が上がっても支給額をあげないための「マクロ経済スライド」を発動するために、十数年も前の「特例水準の解消」を口実にして、さらなる支給額の減額が強行された。本年4月からは、年金支給額の実質目減りを内容とする「マクロ経済スライド」方式が発動された。

これらの相次ぐ公的年金制度の改悪は、憲法が保障する人間らしい老後の生活の水準の確保に真っ向から反するものである。

- (3) わが国の経済力は、全ての高齢者に健康で文化的な生活を保障することができないような水準なのだろうか。また、憲法25条は、基礎年金をも一律に削減するような立法に対して無力なのだろうか。原告らは、本訴訟において、このことを正面から問うものである。

原告らは、最低保障年金制度の確立をはじめ、現在の年金受給者はもちろん、現役世代の労働者・国民、とりわけ若年層が安心して老後までの生活設計ができる、あるべき公的年金制度の確立を求めて本訴訟を提起した。

第2 本件年金減額改定に至る経過

1 物価スライド特例法（平成12年度～平成14年度）

わが国では、1973年（昭和48年）に公的年金につき物価スライド制が導入され、公的年金の支給額は前年の物価変動を反映させるものとされた。

1999年（平成11年）から2001年（平成13年）にかけて物価が下落したが、政府は景気対策のために、物価スライドによる年金額の減額を行わず、平成12年度、13年度、14年度については、前年度の額に据え置くことを内容とする特例法を国会に提出し、成立させた。

2 平成16年の法改正と特例措置の解消方法

2004年（平成16年）に国民年金法等が改正された。この中で、過去3年分の物価スライドの特例措置による「特例水準」（当時は1.7%）については、平成17年度以降、物価が上昇する状況の下で解消するものとされた。

すなわち、物価の下落が続き、「物価スライド」によって年金額が減額し続ける状況での「特例措置」の解消はまったく想定されていなかったのである。

3 「特例水準の解消」を名目とする年金減額の決定（平成24年改正法）

（1）平成24年改正法による段階的解消の決定

2012年（平成24年）のいわゆる「税と社会保障の一体改革」による年金関連4法案が成立した。

そのひとつである国民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号・以下「平成24年改正法」という）は、平成11年から13年までの間に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことによって、法律が本来予定している水準（本来水準）よりも支給額が2.5%高くなっている（特例水準）として、平成25年10月、平成26年4月にそれぞれ1%、平成27年に0.5%、年金支給額を減額することを定めた。

（2）平成25年政令による減額の実体化

政府は、平成24年法及び平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第262号・以下「平成25年政令」という）に基づき、2013年（平成25年）10月以降の年金支給額を1%減額することを具体的に決定した。

（3）厚生労働大臣の改定決定

厚生労働大臣は、原告らに対し、2013年（平成25年）12月4日、2013年（平成25年）10月分から2014年（平成26年）3月分までの老齢基礎・厚生年金の支給額を別紙年金支給額等一覧表の「従前の額」欄から「減額後の額」欄記載の金額に減額する旨決定し、原告らに通知した（以下「本件減額改定」という）。

第3 「特例水準」の解消を理由とする減額を定めた平成24年改正法の違憲性

1 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法25条に違反する

（1）健康で文化的な最低限度の生活を保障できない公的年金の現状

国民年金法第1条は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齡、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と定める。

これは、生活保護制度を使わずとも、高齡者に対する所得保障として、高齡者が年金によって人間らしい健康で文化的な生活を送ってゆくことを保障しようとするものである。

ところが、日本政府は、健康で文化的な人間らしい最低限度の生活を保障するための制度を確立する義務を負っているにもかかわらず、様々な口実をもうけてこれを怠ってきた。そのために、わが国における年金支給額の水準は、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するにはほど遠い水準にある。

1985年（昭和60年）に基礎年金制度が導入された際、基礎年金の支給額は、「老人の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を保障するもの」と説明されていた。しかし、現在の基礎年金は、全期間加入し保険料を納めても、本件減額改定の直前で月額6万5000円余にすぎない。

現実には、老齡厚生年金を加えても、生活保護基準額にも満たない年金受給者が多数存在しているのである。

（2）健康で文化的な最低限以下の生活を強いる本件減額改定

この間、長引くデフレの中で、「物価スライド」の適用により、ただでさえ劣悪な水準にある年金額は減額され続けてきた。

それに加えて、「特例水準の解消」を理由にして、さらに年金支給額を減額することは、「健康で文化的な最低限度の生活」以下の年金水準を一層低下させ、年金受給者の生活を破壊するものである。

よつて、平成24年改正法は、憲法25条に違反するものである。

2 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する

（1）「特例水準の解消」のために減額されることはないという合意

特例措置が実施された際、特例措置によつて据え置かれた支給額と物価スライドで減額した支給額の差額を解消することは謳われていなかった。

また、前述したとおり、2004年（平成16年）の法改正の際には、差額は物価上昇によつて解消するものとされ、物価スライドによる減額に加えて、年金の減額によつて差額（「特例水準」）を解消することは全く想定されていなかった。

年金受給権は、一般に年金収入以外に収入源がないことが多い高齡者

である。原告らにとって、健康で文化的な最低限度の生活を営むための重要な財産である。本件立法の経過によれば、2004年（平成16年）の改正時点で、いわゆる「特例水準」の解消に関しては、景気回復局面でのみ「調整」を行うことが確認されている。つまり、年金支給額を減額してまで特例水準を解消しようという意見はなかったのである。

平成16年改正法は、「特例水準」の解消は物価上昇の中で解消すると定めているのであるから、物価下落の局面で「特例水準」の解消を理由としてさらなる年金支給額の減額を行わないというのが、法律の内容となっていたというべきである。

（２）本件年金支給の引き下げは憲法13条、29条に反する

法律でいったん定められた財産権の内容が事後の法律によって合理的な理由なく変更（減額）された場合、その法律は憲法29条違反となる（最高裁大法廷昭和53年7月12日判決・民集第32巻5号946頁）。

本件においては、年金支給額を減額することによって「特例水準」の解消を実行することはしない、というのが、公的年金について法律で一旦定められた「財産権」の内容となっていたというべきである。

そして、公的年金は、原告ら年金受給者にとって、文字どおり、それぞれの老後を人間らしく生きることを保障すべきであるから、合理的な理由がないのに支給額を減額することは、憲法29条のみならず、憲法13条違反というべきである。

（３）特例措置の解消のために年金支給額を減額する合理的な理由はない

①「特例水準」は解消しなければならない必然性はない

平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず年金支給額を据え置く特例法を制定したのは、政府と国会が物価スライドの形式的な適用よりも景気対策を優先したからである。

政府と国会がこのような政策判断に基づいて年金支給額を据え置いたのであるから、本来、計算上の「特例水準」なるものを算出してこれを解消しなければならない必然性は存在しない。

②特例水準の解消には景気の回復＝物価上昇が大前提とされていた

前述したとおり、平成16年改正法は「特例水準」の解消に言及してはいたが、それは物価上昇の局面で実行されるものと想定されていた。

そもそも特例法は、年金支給額を減額しないことによって購買力を維持するために制定されたものであるから、年金支給額を減額することによって「特例水準」を解消することは、特例法の趣旨に真っ向から反することになる。

③生活実態を無視した物価スライドに基づく減額

2004年（平成16年）以降、物価下落が続き、年金額はそれにあわせて減額され続けてきた。

この間の物価下落の大きな要因はパソコン、家電などの価格低下にあり、高齢者の生活に必要な不可欠な商品の価格の動向を反映したものではない。また、健康保険・介護保険の保険料と窓口負担増など、可処分所得を低下させる要因も反映されていない。

このように、平成24年改正の時点では、「物価スライド」によって、原告らの生活実態からすれば必要以上の過大な年金減額がすでに行われており、これに加えて「特例水準解消」のために年金を減額するなどということは考えもつかないことであった。

④「マクロ経済スライド」発動のための条件づくりという不当な目的

平成24年改正法による「特例水準」の解消は、「マクロ経済スライド」発動の条件づくりのためになされたといわれる。しかし、「マクロ経済スライド」方式自体が、憲法25条の趣旨に反するものであり、そのような方式を発動する条件づくりとして、「特例水準の解消」を理由に年金支給額を減額することは、不合理きわまりないものである。

平成16年改正法で導入された「マクロ経済スライド」は、物価水準や賃金水準の上昇よりも低い水準でしか年金額を増やさない仕組みであり、年金の実質水準を減額し続ける制度である。

介護保険料や国保保険料の負担増のなか、ただでさえ高齢者の可処分所得は減っている。にもかかわらず、マクロ経済スライドにより年金の実質的価値が目減りすることになる。マクロ経済スライドは、調整といっても一方向への調整であり、給付水準のカットである。公的年金の物価スライドの趣旨は購買力の維持、実質的な価値の維持であり、マクロ経済スライドは実質的価値の維持という公的年金制度の最も重大な役割を放棄する歴史的な改悪であり、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条の趣旨に反するものである。

さらにいえば、平成16年改正法では、物価上昇によって「特例水準」の解消がなされることが想定されており、「マクロ経済スライド」発動のために年金支給額の減額によって「特例水準」を解消することは全く想定されていなかった。

また、マクロ経済スライドを発動するために「特例水準の解消」が必要という必然性はない。

したがって、「マクロ経済スライド」の発動条件を整えるという目的のもとになされた本件減額改定は、この点でも合理性を欠くものである。

第4 裁量権を逸脱した本件減額改定

1 政府の裁量権の限界

年金受給権は、一般に、年金収入以外に収入を得る手段がないことが多い高齢者にとって、生存のための最も重要な財産の一つである。

したがって、支給年金額の引き下げは、高齢者の生存に直結する事項であるから、支給年金額の引き下げに際しては、政府は、種々の事情を広範に考慮して、慎重な判断をする義務がある。

2 平成25年当時の年金受給者の生活実態と政府・厚生労働大臣の裁量権逸脱

政府が平成25年政令を決定した当時は、翌平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることが決定されていた。それに加えて、「アベノミクス」による意図的な株高、円安政策によって、生活必需品や公共料金の価格が高騰していた。

このような状況の下で、「特例水準の解消」を理由として年金支給額をさらに減額すれば、年金受給者の生活がさらに窮地に陥ることは明らかであった。

平成25年政令と本件減額改定は、平成24年改正法後、原告らの生活を脅かす深刻な経済的状況が発生したにもかかわらず、これを無視して強行されたものであって、また、その判断過程においては、年金の財源について、大企業などに応分の負担を求める方策などは十分検討されていないのであって、政令の決定に関する政府の裁量を逸脱する違法なものである。

よって、本件減額改定は取り消されるべきである。

第5 審査請求及び再審査請求

原告らは、本件減額改定に対し、審査請求を行ったが、いずれも不適法として却下された。そこで、原告らは、別紙年金支給額等一覧表の「再審査請求日」欄記載の日に再審査請求を行ったが、同一一覧表の「再審査請求却下裁決日」欄記載の日に請求を却下された。なお、「再審査請求却下裁決日」欄が空欄の原告らは、却下裁決を受けていないが、再審査請求の日から3か月以上が経過しているため、行政事件訴訟法8条に基づき、本訴訟を提起した。

以上